

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月30日
【報告者の名称】	BASE株式会社
【報告者の所在地】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	03-6441-2075
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員CFO 原田 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、BASE株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、SBI NM合同会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年8月31日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 買付け等の概要

4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日)から2026年9月30日(水曜日)まで(20営業日)(注1)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付価格」といいます。)
買付予定数の上限	23,792,300(株)(注2)
買付予定数の下限	—

(注1) 法第27条の10第3項の規定により、本公開買付けの買付期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2026年10月15日(木曜日)までとなるとのことです。

(注2) 当該買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)は20.67%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)となる予定とのことです。なお、株券等所有割合は、当社が2026年8月5日付で公表した「第14期半期報告書」(以下「当社半期報告書」といいます。)に記載された、2026年6月30日現在の当社の総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として計算しているとのことです。本書提出日現在における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年6月30日時点の総株主等の議決権の数が当社が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社半期報告書に記載された総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として用いているとのことです。

(訂正後)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日)から2026年10月15日(木曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付価格」といいます。)
買付予定数の上限	23,792,300(株)(注)
買付予定数の下限	—

(注) 当該買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)は20.67%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)となる予定とのことです。なお、株券等所有割合は、当社が2026年8月5日付で公表した「第14期半期報告書」(以下「当社半期報告書」といいます。)に記載された、2026年6月30日現在の当社の総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として計算しているとのことです。本書提出日現在における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年6月30日時点の総株主等の議決権の数が当社が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社半期報告書に記載された総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として用いているとのことです。

4 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(2) 【意見の根拠及び理由】

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

上記の協議・検討の結果、公開買付者は、2026年8月28日、公開買付者と当社との間において、本資本業務提携契約を締結するとともに、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(訂正後)

<前略>

上記の協議・検討の結果、公開買付者は、2026年8月28日、公開買付者と当社との間において、本資本業務提携契約を締結するとともに、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間(以下「公開買付期間」といいます。)を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はないとのことです。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日に設定しておりますが、上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは当社株式の非公開化を目的とするものでもないことから、公開買付期間を20営業日と設定することをもって、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えているとのことです。

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日に設定しておりましたが、2026年9月30日、公開買付期間を30営業日に変更しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは当社株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えているとのことです。

以 上